

交免第436号  
交企第580号  
会 第415号  
平成19年5月15日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

運転免許等の手数料処理要領の制定について（通達）

運転免許等に関する手数料については、「運転免許等の手数料処理要領の改正」（平成14年5月31日付け、交免第759号、交企第1056号、会第924号。以下「旧通達」という。）により処理してきたところであるが、「道路交通法の一部を改正する法律」（平成16年法律第90号）の施行に伴い、新たに中型運転免許に係る手数料を徴収するため、別添のとおり「運転免許等の手数料処理要領」を制定し、平成19年6月2日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、実施の日をもって廃止する。

## 別添

### 運転免許等の手数料処理要領

#### 第1 趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）及び岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成21年岐阜県条例第40号）による運転免許等に関する手数料の取扱いは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条、岐阜県証紙条例（昭和39年岐阜県条例第6号）、岐阜県証紙条例施行規則（昭和25年岐阜県規則第34号）及び岐阜県証紙条例施行規則取扱要領（昭和37年3月26日付け岐阜県37会第75号）によるほか、この要領の定めるところにより処理するものとする。

#### 第2 納付

1 運転免許等に関する手数料は、次の区分により、申請書、申込書又は収入証紙納付書（別記様式第1。以下「納付書」という。）の提出を受けて収納するものとする。ただし、指定自動車教習所又は指定講習機関が取りまとめて納付する場合は、別記様式第2の納付書により納付することができる。

##### (1) 申請書により収納するもの

- ア 運転免許証更新手数料
- イ 国外運転免許証交付手数料
- ウ 運転免許証再交付手数料
- エ 運転免許証更新時講習手数料
- オ 運転免許証更新申請書経由手数料
- カ 運転経歴証明書交付手数料
- キ 運転経歴証明書再交付手数料

##### (2) 申込書により収納するもの

- ア 大型車講習手数料
- イ 中型車講習手数料
- ウ 準中型車講習手数料
- エ 普通車講習手数料
- オ 大型二輪車講習手数料
- カ 普通二輪車講習手数料
- キ 応急救護処置講習手数料
- ク 旅客車講習手数料
- ケ 原付講習手数料
- コ 認知機能検査員講習手数料
- サ 認知機能検査手数料
- シ 高齢者講習手数料
- ス 違反者講習手数料
- セ 特定任意高齢者講習手数料
- ソ チャレンジ講習手数料

(3) 納付書により収納するもの

- ア 運転免許試験手数料
- イ 運転免許証交付手数料
- ウ 限定解除審査手数料
- エ 運転免許技能検査手数料
- オ 安全運転管理者等講習手数料
- カ 取消処分者講習手数料
- キ 停止処分者講習手数料
- ク 自転車運転者講習手数料
- ケ 通知手数料
- コ 再試験手数料
- サ 指定自動車教習所職員講習手数料
- シ 技能検定員審査手数料
- ス 教習指導員審査手数料
- セ 技能検定員資格者証交付手数料
- ソ 教習指導員資格者証交付手数料

第3 収納時期、消印時期及び消印済の書類編集

1 収納時期及び消印時期

収納時期は、次表のとおりとし、それぞれその収納した年月日で消印する。

手数料\区分	収納時期	備考(収納機関)
運転免許試験手数料	受験の際	運転免許課
運転免許証交付手数料	免許証交付の際	
運転免許証再交付手数料	申請書受理の際	運転免許課、警察署
運転免許証更新手数料		
運転免許証更新申請書経由手数料		
限定解除審査手数料		受審の際
運転免許技能検査手数料		受検の際
再試験手数料	受験の際	運転免許課
技能検定員審査手数料	受審の際	
教習指導員審査手数料		
技能検定員資格者証交付手数料	申請書受理の際	
教習指導員資格者証交付手数料		
国外運転免許証交付手数料		
安全運転管理者等講習手数料	受講の際	警察署
取消処分者講習手数料		運転免許課
自転車運転者講習手数料		交通企画課
停止処分者講習手数料		運転免許課
大型車講習手数料		

中型車講習手数料	受講の際	運転免許課	
準中型車講習手数料			
普通車講習手数料			
大型二輪車講習手数料			
普通二輪車講習手数料			
旅客車講習手数料			
応急救護処置講習手数料			
原付講習手数料			
指定自動車教習所職員講習手数料			
更新時講習手数料	受講の際	運転免許課	
認知機能検査員講習手数料			
認知機能検査手数料			
高齢者講習手数料			
違反者講習手数料			
特定任意高齢者講習手数料			
チャレンジ講習手数料			
通知手数料			受験、受講の際
運転経歴証明書交付手数料			申請書受理の際
運転経歴証明書再交付手数料			

## 2 消印済の書類編集

- (1) 消印済の書類は、収納場所の消印年月日ごとに編集し、岐阜県証紙条例施行規則取扱要領の様式にかかわらず、その表紙に収入証紙消印高表（別記様式第3）を添付して処理する。
- (2) 1日の消印高表の紙数の多いものについては、手数料の種別ごとに分冊することができる。
- (3) 1日の消印高表の紙数が少ないものについては、1か月分を取りまとめて編集することができる。

## 第4 帳簿

収入証紙の消印高に関する帳簿は、岐阜県証紙条例施行規則取扱要領別記第3号様式丙を用いて処理するものとする。

附 則（平成19年5月15日付け交免第436号ほか）

この要領は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成21年3月16日付け交免第218号ほか）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日付け交免第395号ほか）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日付け交免第194号ほか）

この要領は、平成29年3月12日から施行する。

## 別記様式第 1

## 収入証紙納付書

住 所			
氏 名			
手数料の種別			
免許の種類			
納付年月日	年 月 日	貼付金額	金 円
備 考	1 岐阜県収入証紙を貼付欄に完全に貼り付けてください。 2 収入証紙は、納入者において消印しないでください。		
証 紙 貼 付 欄			

## 別記様式第 2

## 収入証紙納付書

(指定自動車教習所用)

手数料の種別			
納付年月日	年	月	日
納 入 者		収入証紙貼付金額	
住 所	氏 名	受験者 1 名あて	円
			名分
		合計	円
		証紙貼付欄	
備考 1 収入証紙は、納入者において消印しないでください。 2 この納付書は、指定自動車教習所の教習生が同時に手続きする場合に使用してください。 3 手数料の種別ごとに別紙としてください。 4 収入証紙は高額証紙を使用し、枚数はなるべく少なくしてください。			

別記様式第3

収入証紙消印高表			
年 月 日分			
手数料の種別	単価 (円)	件数	消印高 (円)